



Title	戦後アメリカ外交と国際法：ケネディ＝ジョンソン政権における法律顧問の役割
Author(s)	寺谷, 渉
Citation	国際公共政策研究. 2025, 30(1), p. 21-42
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102693
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

戦後アメリカ外交と国際法 —ケネディ＝ジョンソン政権における法律顧問の役割—

Postwar American Diplomacy and International Law:
The Role of Legal Advisers in the Kennedy-Johnson Administration

寺谷 渉*

Wataru TERATANI*

投稿論文

初稿受付日 2025年2月4日 採択決定日 2025年8月19日

Abstract

This research points out the problems with the perception of international law, both the realism of international politics and the legal positivism of international law, and then focuses on the legal perceptions of legal advisors, who are foreign policy practitioners. Specifically, this paper will use the cases of the Cuban Crisis, Dominican Crisis, and Vietnam War in the Kennedy-Johnson Administration to clarify the role of legal advisers and the legal perceptions of legal advisers and policy makers. Then, based on the differences and continuities in the legal arguments in each case analysis, this paper will attempt to examine the conception of international law in U.S. foreign policy through historical methods. Through comparative case analysis, the research reveals that in American diplomacy, the case at hand was positioned as a “process of making international law,” and that there was a unique interpretation of international law that “different laws should be applied to new situations” and that the legal advisors played a central role in these cases. This paper then examines the evolution of the “legalistic-moralistic approach” criticized by George Kennan and points out the possibility that the “association of legalistic idea and moralistic ones” may have gradually drifted apart.

キーワード：アメリカ外交、法律顧問、国際政治学、国際法学、外交史

Keywords : American Diplomacy, Legal Adviser, International Politics, International Law, Diplomatic History

* 神戸学院大学現代社会学部非常勤講師

1. はじめに

1.1：国際政治学と国際法学

ロシア・ウクライナ紛争やイスラエル・パレスチナ紛争など、国際社会で武力行使が発生する度に、国際法の意義や効果が議論になる。ジョージ・F・ケナンやハンス・J・モーゲンソーを泰斗とする国際政治学のリアリズムは、パワー（軍事力）による国益（安全保障）の追求を最重要課題とし、国際法を国際政治の道具や強者のイデオロギーとみなすなど、法を政治に従属するものと捉える傾向がある¹。ケナンは「法律家的・道徳家のアプローチ、すなわち「法と道徳の不可避な結びつき」を批判したが、一方の国際法学、とりわけ、20世紀に主流をなした法実証主義者も、法と道徳を峻別する主張を行っており、この点で国際政治学のリアリズムと国際法学の法実証主義は重なるものである²。ただし、法実証主義、なかでも、ハンス・ケルゼンに代表される純粹法学は、倫理的・政治的価値判断を排除して科学的・合理的に分析することを目指すものであり、法と政治の峻別をも図ろうとしてきた点で両者の立場は大きく異なっている³。

ただし、それぞれの国際法の捉え方には問題がある。例えば、国益の追求を重んじるリアリズムの見方では、今日に至る国際法体系や国際裁判所の発展を十分に説明できない。また、大国はしばしば法を破ると主張するが、その場合でも、法に違反する不利益（他国からの批判による影響力の衰退や他国が同様の違法行為をとる可能性）や法を維持する利益（他の武力行使の抑制による現状維持）を考慮しているという事実を看過している⁴。さらに、法を政策の単なる正統化手段とみなしたとしても、国際法に完全に反する行動の正統化は困難であり、外交政策に助言する法律顧問の存在や、政府の代表が常に国際法に言及している事実について、十分な解答が得られない。

一方の法実証主義は、国際政治学と国際法学の乖離や国際法に対する国際政治学の批判に無自覚であったこと、つまり、国際政治システムの複雑性や国際法における政治の重要性を理解するアプローチの乏しさが指摘されている⁵。また、実定国際法の解釈、なかでも裁判規範を考察対象として重んじ、国際法を政治的に中立ないし普遍的なもので、客観的に合法性を判断し、国家間の紛争に適用することが可能とみなす傾向があるとの批判も存在する⁶。国家の行動を厳密に合法・違法に分けることは困難であり、国際法が政治的な出来事からも影響を受けて動的に発展してきたことや、すべて

¹ もっとも、ケナンが「国際法に対する尊敬の念や国際法の国際社会の教化者としての希望を捨てるものでない」と述べているように、初期のリアリストは、国際法への過度な偏重を批判したものの、国際法の存在や役割を否定したわけではなかった。George F. Kennan, *American Diplomacy 60th Anniversary Expanded ed.* (University of Chicago Press, 2012), p. 109. 1960年代以降の行動科学主義の台頭で、国際社会の構造が国家の行動を規定するとしたネオリアリストが一世を風靡したことで、国際政治学では国際法が無視されるようになったのである。大沼保昭「国際法と力、国際法の力」大沼保昭編『国際社会における法と力』(日本評論社、2008年) 64-65頁; Francis A. Boyle, *The Future of International Law and American Foreign Policy* (Transnational Publishers, 1989) pp. 3-27.

² モーゲンソーも「政治的リアリズムは、国際政治に対する「法万能主義的=道徳主義的アプローチ」に異議を唱えることになる」と述べている。Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace 6th ed.* (McGraw-Hill, 1985), p. 14.

³ もともと国際法学者であったモーゲンソーの知的関心の根底には、ワーマール期の政治的公法学の手法を国際法学に導入することで、純粹法学によっては捉え難い国際社会の規範構造の現実的基礎を分析することにあった。酒井哲哉「戦後外交論の形成」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展—昭和政治史における権力と構想』(東京大学出版会、2000年) 113-115頁。

⁴ Oscar Schachter, *International Law in Theory and Practice* (Martinus Nijhoff Publishers, 1991), pp. 6-9; Christian Reus-Smit, *The Politics of International Law* (Cambridge University Press, 2004), pp. 17-18.

⁵ Radhika Withana, *Power, Politics, Law: International Law and State Behaviour During International Crises* (Nijhoff Publishers, 2008), p. 26; Boyle, *op.cit.* p. 59; 大沼保昭「国際社会における法と政治」日本国際法学会編『日本と国際法の100年』第1巻(三省堂、2001年) 2頁。

⁶ Shirley V. Scott, *International Law in World Politics 2nd ed.* (Lynne Rienner Publishers, 2004), pp. 124-125; Withana, *op.cit.* pp. 19-39; Boyle, *op.cit.* p. 4; 最上敏樹「国際法における行為規範と裁判規範」日本国際法学会編『日本と国際法の100年』第1巻(2001年)、91-122頁。

の紛争に解決策を提示することは不可能だという現実を看過しているとされるのである⁷。

では、両者が見落としている国際法の機能は存在しないのだろうか。例えば、国際法にはリアリズムが主張する強者のイデオロギー以外にも、各国の意思伝達や交渉における共通言語としてコミュニケーションを円滑化する機能が考えられる⁸。また、法実証主義が重視する裁判規範以外にも、不完全ながら国家に一定の行為を指示・禁止する行為規範としての役割を考察することも重要である⁹。

このように、国際政治学と国際法学の双方が国際法の捉え方に問題を抱える中、1990年代以降、アメリカの学会で盛んになってきたのが、国際法と国際政治学の架橋を試みる研究である¹⁰。もっとも、それらには一定の限界が存在する。例えば、国際政治学のコンストラクティビズムやレジーム論は国際法と国際規範を同一視する傾向があるが、その相違を必ずしも意識しておらず、法と道徳を峻別してきた国際法学の法実証主義との整合性が問題になる。また、国際政治経済学などの合理的選択論やゲーム理論による国際法の遵守論の研究も、法が歴史的に社会制度として自明視されてきたことを前提とし、法の目的たる「正義の実現」や「社会秩序の維持」といった概念を十分に説明できるかどうかは疑わしい¹¹。モーゲンソーは「政治的リアリストは力によって定義される利益の観点から、経済学者は富によって定義される利益の観点から、法律家は法的ルールと行為の適合性の観点から、道徳家は道徳原則と行為の適合性の観点から」物事を考えると述べたが、そうであれば、各々の前提の考察なしに、国際法学と国際政治学の架橋という通俗的な図式は成立し難いと考える¹²。

1.2：法律顧問の法認識と「法律家的・道徳家のアプローチ

このような理論研究にみられる暗黙裡の諸前提を回避する方法の1つは、政府の法律顧問や政策決定者など、法を扱う当事者の抱く「法」が、具体的な関係の中で当事者ごとに構築されることを正面から認めることだとされている¹³。例えば、外交政策における実務家としての国際法に関する助言を行う法律顧問と、条文を厳密に解釈・適用しようとする国際法学者や国際法を自国の霸権の維持・強化に利用されるものとみる国際政治学者では、その法認識は異なるはずである。もっとも、政策決定者の間における法的考慮や、法律顧問による政策決定過程への関与や助言の有無といった問題に関する正確な情報は必ずしも多くないとされており、事例を1つ1つ検証していく必要がある¹⁴。

例えば、アメリカ連邦政府には、ホワイトハウスや各省庁にそれぞれ法律顧問が存在している。外交政策については、政治任用のポストで次官補級の国務省法律顧問（State Department of Legal Adviser）が国際法を中心に国内外のすべての法律問題に関して国務長官に助言を行う責任を有し、外交当局、議会、ホワイトハウスの上級スタッフと直接関わりあいをもつ¹⁵。また、国務省を含むす

⁷ Withana, *op.cit.* p. 29; Scott, *op.cit.* pp. 125-127.

⁸ 条約に基づく国際機関が紛争解決に向けた対話の場を提供することも考えられる。大沼、前掲論文、19-21頁。

⁹ 最上、前掲論文、91-99頁。斎藤民徳「国際法と国際規範」『社会科学研究』第54巻第5号（2003年）67-80頁。

¹⁰ Anne-Marie Slaughter, Andrew S. Trlumello and Stepan Wood, "International Law and International Relations Theory: A New Generation of Interdisciplinary Scholarship," *AJIL*, Vol.92, No.3 (1998), pp. 367-397.

¹¹ 抽象的な基礎理論研究に終始し、法実務の現場へ影響が少ないため、一種の流行にとどまり、理論的・実務的成果に乏しいとの指摘も存在する。Chandra L. Sriram, "International law, International Relations Theory and Post-atrocity Justice: Towards a Genuine Dialogue," *International Affairs*, Vol.82, No.3 (2006), pp. 467-468.

¹² Morgenthau, *op.cit.*, p. 14.

¹³ 斎藤民徳「国際社会における「法」観念の多元性」『社会科学研究』第56巻第5・6号（2005年）187-191頁； Maurice H. Mendelson, "Formation of International Law and the Observational Standpoint," *International Law Association Report* (1988), pp. 941-949.

¹⁴ Michael P. Scharf and Paul R. Williams, *Shaping Foreign Policy in Times of Crisis: The Role of International Law and the State Department Legal Adviser* (Cambridge University Press, 2010), pp. 15-18.

¹⁵ 国務省の法律顧問は、1848年以降の国務省内において法的助言がなされてきた伝統に基づき、1931年に国務省法律顧問室（Office of Legal Adviser）が法律によって設立されるのに伴って設けられたポストであり、必要と判断した場合に、直接国務長官にアクセスできる権限を有する。法律顧問は各部局を担当する次官補級の日々の会議に出席し、情報交換を行うとされ、法律顧問室は省内の政策について、見解を示す法的文書を作成し、時として他にとるべき選択肢を提示したり、政策を明確に否定したりす

べての政府部門に対して国際法の順守および国際機関の発展に見合う外交政策の立案・実行の方法についての助言を行うとされている¹⁶。このようなアメリカの国務省法律顧問および法律顧問室に関する包括的な研究としては、カーター政権からジョージ・W・ブッシュ政権の歴代法律顧問のオーラルヒストリーが存在する¹⁷。ただし、そこで述べられているように、国務省の法律顧問室は、より小規模な司法省の法律顧問室に比べて、その歴史や機能が詳細に記録されてこなかったとされている¹⁸。当該書籍も含め、多くは当事者による回顧録であり、American Journal of International Lawのような学術誌でも、法律顧問に関するものは、各政権の法律顧問が在籍時にアメリカの外交政策を国際法的観点から説明したり、経験者として法律顧問の役割を考察したりする類のものとなっている¹⁹。

ケナンは「私たち自身が国際法や道徳の観念の奴隸となる代わりに、これらの概念を、その真の価値を見出す、国家の利己心を穏やかに文明化するという、控えめで、ほとんど女性的な機能に限定できたなら」と述べたが、この「諸国家を穏やかに文明化するもの」というのを著書の題名に掲げたのが、マルティ・コスケニエミである²⁰。コスケニエミは、ラウターパクトが逝去した1960年代に「国際精神」の感受性に支えられた「近代国際法学」が消滅したと述べたが、この終期については、なぜその時期なのかという論証が不十分であるとの批判が存在する²¹。一方、1965年のドミニカ危機の国際法上の合法性が議論された時に、近代国際法学は説得力ある理論を展開する生命力を失っていったとしていることから、このドミニカ危機について、詳細を分析するとともに、その前後の事例を考察する必要があると考える²²。

以上を踏まえ、本稿では、1960年代におけるキューバ危機（ケネディ政権）、ドミニカ危機（ジョンソン政権）、ベトナム戦争（ケネディ＝ジョンソン政権）について、公文書や回顧録を手掛かりに、法律顧問の役割、そして法律顧問や政策決定者の法認識を明らかにし、各事例における法的主張の相違点や連続性をもとに、アメリカ外交における国際法観念について、考察を試みる²³。1960年代は、

る。そして、国務次官補や国務次官が法律顧問の助言を受け入れなければ、国務長官に注意を促すことができるとされているのである。Ibid., p. 15; Stephen M. Schwebel, "Remarks on the Role of the Legal Adviser of the US State Department," *EJIL*, Vol.2, No.1 (1991), pp. 132-135.

¹⁶ Michael K. Young, "The Role of the Attorney-Adviser in the U.S. Department of State: Institutional Arrangements and Structural Imperatives," *Transnational Law and Contemporary Problems*, Vol.61, No.2 (1998), pp. 133-153. 法律顧問をトップとする法律顧問室には、ナンバー2の法律顧問代理（Deputy of Legal Adviser）をはじめ、独自に採用された国際法に精通する数十人の弁護士とそのスタッフが在籍している。他の部局からは一定程度独立し、国際法の専門家としての職務を行うことから、その組織も国務省の組織構造に対応する形で、複数の地域別部門と機能別部門に分かれている。Ashley Deeks, "Inside "L": Some Thoughts on the Office of the Legal Adviser," *Chicago Journal of International Law*, Vol.2, No.2 (2001), pp. 503-510.

¹⁷ Scharf and Williams, *op.cit.*

¹⁸ Ibid., pp. xi-xii.

¹⁹ 国務省法律顧問室の勤務経験者が法律顧問の役割・機能を分析したものとして、Richard Bilder, "The Office of the Legal Advisor: the State Department Lawyer and Foreign Affairs," *AJIL*, Vol.56, no.3 (1962), pp.633-684; Michael K. Young, *op.cit.* なお、他の省庁の法律顧問との最大の相違は、単に合法性についての意見を述べるだけでなく、法的な価値や規則を全体的な政策にからめて説明する必要があり、意見を表明した後も政策形成に関わり、最終的な選択にまで長期的に深く関わる場合が多い点にあるとされている。Ibid., p.145-146. また、法律顧問室が他の部局からは一定程度独立している点で組織形態が類似するイギリスとともに、法的問題を諮詢されていなくても、自ら外交政策に意見を行うなどの能動的な役割を果たす点が異なるとされる。R. St. J. Macdonald, "Role of Legal Adviser of Ministries of Foreign Affairs," *Recueil des cours*, Vol.156 (1977), pp. 407-408, 454-460; Antonio Cassese, "The Role of Legal Advisers in Ensuring that Foreign Policy Conforms to International Legal Standards," *Michigan Journal of International Law*, Vol.14 (Fall, 1992), pp. 148-153.

²⁰ Kennan, *op.cit.*, p. 57; Martti Koskenniemi, *The Gentle Civilizer of Nations* (Cambridge University Press, 2001).

²¹ Ibid., pp. 3-4; 豊田哲也「紹介 Martti Koskenniemi, The Gentle Civilizer of Nations」『国際法外交雑誌』第102巻第1号（2003年）127頁。

²² Koskenniemi, *op.cit.*, pp. 413, 480-501; 豊田、前掲論文、126頁。なお、1960年代は、国際政治学で行動科学主義が台頭し、国際法に対する批判的な検討すらみられなくなった時期であり、国際法学でも、非・法実証主義的な国際規範論がいくつも現れ始めた時期とされている。最上、前掲論文、116頁。

²³ もっとも、アメリカのような大国を分析対象とすることは、例外的存在をモデルとした理論構築となる危険を有する。大沼、前掲論文、26頁。また、国際法には武力行使禁止原則以外にも、経済や環境等、様々な対象分野が存在する。ただし、国際政治学では、「大国はしばしば国際法を破る」、「生存に関する決定的な問題が生じている際には、国家は自らの最も有力な権力形態である軍事力を使用し、国際法は二義的な役割しか果たさない」という点が、国際法を否定する有力な根拠となっていることから、国際法の意義や効果を論じるに際しては、大国による武力行使の問題の考察が不可避であると考え、本稿では「決定的事例分析」として、

ハーバード大学で教鞭をとっていたエイブラム・チェイスが国務省法律顧問に就任し、現代にもつながる法律顧問室の機能強化が図られた時期とされており、各事例では、法律顧問として国際法による正統化を担った国務省やミーカー、司法省のシューレイやカツツエンバックをはじめ、ラスク国務長官やマクナマラ国防長官など、主要なスタッフは継続して外交政策に関わっていた²⁴。国際社会からは、キューバ危機の対応は好意的に受け止められた一方で、ドミニカ危機やベトナム戦争は批判的な論争を巻き起こしており、国際法や法律顧問が政策決定に影響を与えたか否かについて、キューバ危機とドミニカ危機は、対照的な事例とされている²⁵。

なお、歴史的な手法を用いる場合に、留意すべき点について述べておきたい。それは戦後、ケナンが批判した「法律家的・道徳家の」アプローチがどのように変遷してきたか、という問題である。

「法律家的・道徳家の」アプローチとは「ある体系的な法律的規則および制約を受諾することによって、国際社会において各国政府の無秩序でかつ危険な野心を抑制することが可能となるという信念」であるとされるが、このアプローチが戦後どのように変遷してきたのかは必ずしも明らかになっていない²⁶。戦後のアメリカ外交において、徐々に廃れたものとなっていたのか、依然としてアメリカ外交に深く根付く信念でありつづけたのか、リアリズムの影響を受けたアメリカ外交史の多くが法律や道徳といった社会規範をその考察対象に含めていないことからも、国際政治における法律や道徳の役割を考察するに際しては必然的に、このケナンが提示した問題にも答える必要があると思われる。

2. キューバ危機

2.1：選択肢をめぐる議論

1962年10月16日、キューバへのミサイル配備の一報からはじまった「危機の13日間」では、ジョン・F・ケネディ大統領の側近や閣僚らによる会議（エクスコム）において対応が協議されることとなった。まず、外交交渉については、ディーン・ラスク国務長官が16日の第1回会議で、単独行動は何らかの影響を同盟国に及ぼすとして、軍事的観点から2、3日の時間がある場合には、攻撃ではなく、米州機構（OAS）にリオ条約の侵害を訴え、条約に基づく現地査察をすることを提案している²⁷。また、同日の第2回会議では、ロバート・マクナマラ国防長官が、武力行使と外交交渉の中間策として、「攻撃的兵器に対する封鎖」を提案している²⁸。もっとも、「封鎖」という概念は、以前からソ連が攻撃用兵器をキューバに配備した場合の対抗手段の1つとして、国際法的な観点も含めた検討がなされていた。8月中旬にロバート・ケネディ司法長官からの依頼を受け、司法省法律顧問のノーバート・シューレイ司法次官補が作成した文書すでに封鎖が提唱されていたのである²⁹。9月7日にはマクジョージ・バンディ補佐官から国務省のエイブラム・チェイス法律顧問にも「封鎖の国際法上の諸問題」について検討が依頼され、9月10日に「キューバへの適用は難しい」との回答が

対象を選定する。

²⁴ Scharf and Williams, *op.cit.*, p. 16. 法律顧問については、ケネディ政権からジョンソン政権にかけて、シューレイ司法省法律顧問は留任し、ミーカー国務省法律顧問代理は国務省法律顧問に、かつて司法省法律顧問を経験したカツツエンバック司法副長官は司法長官や国務次官となっている。外交政策の継続性について、例えば、ラスクは、ドミニカへのアプローチはケネディとジョンソンで劇的な違いはなかったと述べている。Dean Rusk, *As I Saw It* (W. W. Norton & Company, 1990), p. 370.

²⁵ Schwebel, *op.cit.*, p. 134; Louis Henkin, *How Nations Behave* (Frederick A. Praeger, 1968), p. 63.

²⁶ Kennan, *op.cit.*, p. 102.

²⁷ Ernest R. May and Philip D. Zeliikow eds., *The Kennedy Tapes* (The Belknap Press, 1997), pp. 54-56.

²⁸ McGeorge Bundy, *Danger and Survival: Choices about the Bomb in the First Fifty Years* (Random House, 1988), p. 398; May and Zeliikow, *op.cit.*, p. 86.

²⁹ Abram Chayes, *The Cuban Missile Crisis* (Oxford University Press, 1974), pp. 108-116.

なされていたのであった³⁰。

一方、武力行使については、10月17日の会議で、R・ケネディが「兄を1960年代の東條にするわけにはいかない。侵攻は無実のキューバ市民の恐ろしい犠牲を伴うに違いないだろうし、人道的にみて奇襲は許されない」と道徳的な懸念を表明している³¹。これに対し、ディーン・アチソン元国務長官が「真珠湾の類推は誤っている。アメリカは100年以上、モンロー・ドクトリンにより米州諸国へのいかなる侵犯も許さないことを世界に示してきた。しかし、今それが実際に起こったのだ」と反論し、会議は奇襲による空爆か、より穩健な封鎖かで対立することとなったのである³²。

なお、アチソンについては、18日朝に大統領が2人で会談している。大統領が国際法上の制約がある点を持ち出して反応をうかがうも、アチソンは「いまさら書生論とはくだらぬ」と述べて、前日と同様に奇襲による空爆を主張している³³。直後の会議でも、「決定的な安全保障の状況下で、法を気にすることは愚かである」と述べ、ラスクが、「合法性は重要である」と応戦している。ジョージ・ボール国務次官が封鎖について、「伝統的には戦争とみなされるが、〔空爆よりも〕法的な色彩（color of legality）がある」と述べると、ラスクは同調し、「我々は最初に外交的方法ととっておらず、空爆は〔キューバにいる〕ロシア人顧問を殺すことを避けられないで、国際世論の反発をうける」と強く反対したのである³⁴。また、その日の会議では、「封鎖（blockade）」という用語について、パリに出張中のチェイスに代わりに出席していたレオナルド・ミーカー法律顧問代理が、国際法上、戦争行為とみなされる可能性があるため、「隔離（quarantine）」と呼ぶ方がよいとの見解を表明している。これにも、アチソンが「国際法がなんだ。国際法というものはもともとつくられたものだ。過去に行われた一種の先例や決定にすぎないではないか。これは特殊な事態で、単に過去の例に追随するというよりも、むしろ国際法を作ることができ、作るべきものである。今回のことはどこにも真の先例はない」と反論したのである³⁵。

国際法的考慮を不要とし、空爆を主張したアチソンであったが、その根拠の1つとなったモンロー・ドクトリンは、一般には一方的な政治的宣言と解されているものの、自衛概念と結びつき、武力行使の論拠の1つとしても用いられてきた³⁶。ただし、先述のシューレイやチェイスが国際法上の問題を検討した報告書では、「ソ連の軍事的活動や西半球における軍事的援助はモンロー・ドクトリンに反するが」、「行動の法的根拠としてのドクトリンの性格は国際法と国際慣習において明確には確立されていないので用いることはできない」として否定的に捉えられていた³⁷。

³⁰ "Memorandum with Attachments From William H. Bruback to McGeorge Bundy, 11 September 1962," Lewis Gould ed., *Documentary History of the John F. Kennedy Presidency*, Vol.7 (LexisNexis, 2007), pp. 43-54.

³¹ Elie Abel, *The Missile Crisis* (Bantam Books, 1966), p. 51. R・ケネディは、「われわれは最初の5日間、この道徳の問題について、他のどの問題よりも時間を費やした」と回想している。Robert F. Kennedy, *A Memoir of the Cuban Missile Crisis* (W. W. Norton & Company, 1971), p. 17.

³² Bundy, *op.cit.*, pp. 399-400; Abel, *op.cit.*, pp. 51-52.

³³ Robert S. Thompson, *The Missile of October: The Declassified Story of John F. Kennedy and The Cuban Missile Crisis* (Simon & Schuster, 1992), p. 215; David Detzer, *The Brink: Cuban Missile Crisis, 1962* (Thomas Crowell, 1972), pp. 141-142.

³⁴ Abel, *op.cit.*, p. 59; Rusk, *op.cit.*, pp. 232-233. ボールはこの日に作成した文書において、奇襲による空爆を「われわれの道徳的立場を壊したり、われわれの友好国や同盟国と不和になったりすることなくできるものではない」と非難し、封鎖を「合法的でアメリカの伝統と一致するものとして一般に受け入れられるものであろう」と評価している。“Position of George W. Ball, in Support of Blockade Option Against Cuba, 18 October 1962,” Laurence Chang and Peter Kornbluh eds., *The Cuban Missile Crisis, 1962: National Security Archive Documents Reader* (The New Press, 1992), pp. 121-122.

³⁵ May and Zeliikow, *op.cit.*, p. 171; James G. Blight and David A. Welch, *On the Brink* (Hill and Wang, 1989), p. 143.

³⁶ Heiko Meiertons, *The Doctrines of US Security Policy: An Evaluation under International Law* (Cambridge University Press, 2010); Jose A. Cabranes, “Human Right and Non-Intervention in the Inter-American System,” *Michigan Law Review*, Vol.65, No.6 (1967), pp. 1147-1182; 篠田英朗「重層的な国際秩序観における法と力－「モンロー・ドクトリン」の思想的伝統の再検討」大沼保昭編『国際社会における法と力』(日本評論社, 2008年) 231-274頁。

³⁷ Chayes, *op.cit.*, pp. 111-115; “Memorandum with Attachments From William H. Bruback to McGeorge Bundy, 11 September 1962,” Gould, *op.cit.*, pp. 42-55. 9月に国務省のウォルト・ロストウ政策企画本部長が大統領に送付した報告書でも、「モンロー・ドクトリンは、感情的にはアメリカの軍事行動の法的根拠としてほとんどのアメリカ諸国に受け入れられるだろうが、その他の同盟

一方、アメリカのとりうる行動を、国際法によって説明する場合にも、その論理構成は1つではなかったことに留意する必要がある。18日午後の会議で、司法省はどのような行動をとろうとも、自衛の原則を援用すべきであると主張したのに対し、国務省は誰も発砲しておらず、アメリカは攻撃されていないのだから、自衛の原則を援用すべきではないと主張したのである。ラスクは、リオ条約とOAS憲章によってアメリカの封鎖を説明する方法を主張し、メンバーも徐々にそのような手法に傾いていったのであった³⁸。

2.2：封鎖の法的根拠

なお、同日の会議では、国務省ソ連問題担当顧問のレウェリン・トンプソンから、「ソ連は合法性にこだわりをもっており、優れた法的論拠は影響を与えるかもしれない」との見解が表明されている³⁹。17時に行われた大統領とソ連外相の会談でも、グロムイコ外相がアメリカの貿易封鎖の兆しに、「キューバ海運を抑えようとしていることは、国際法違反」であり、「ソビエト政府とフルシチヨフはアメリカ政府に平和、緊張緩和、国連憲章と相容れないそのような措置をとらないことを要求する」と述べていた⁴⁰。トンプソンの意見により、各省に国際法上の検討が依頼され、司法省ではR・ケネディが法律顧問の経験を有するニコラス・カツエンバック司法副長官に封鎖の法的基盤の構築を指示し、国務省ではパリからチエイスが呼び戻されることになる⁴¹。また、ミーカーが「キューバ封鎖宣言についての法的側面」という文書を作成している。その主な内容は、「アメリカ単独による封鎖は国連憲章を侵犯し、違法な武力行使とみなされる恐れがあり」、「関連して、政治的声明たるモンロー・ドクトリンは西半球における特別な法的レジームを構成するものではないこと」、「国連憲章第51条の自衛権や安保理の集団的措置ないし総会の結集決議による法的根拠づけは困難であり、第52条の地域的取極との関係で考える必要があること」であった。そして、「封鎖における武力の使用は、リオ条約第6条および第8条に基づくOASの決定に裏付けられれば、決定的ではないにせよ、潜在的な法的根拠をもち」、「国連憲章第53条に基づく安保理による〔OASへの〕授権は獲得できそうにないが、アメリカはそれを必要とする安保理の決定を防ぐことができる」と主張したのであった⁴²。

翌19日の会議では、前日に封鎖の法的根拠の整理を依頼された国務・司法両省のそれぞれの担当者が見解を述べている。ラスクが「とりうる手段の法的枠組みについての説明」を求め、まず、司法省のカツエンバックが、「アメリカの行動は自衛の原則によって正統化される」と述べ、モンロー・ドクトリンに基づいて単独に行動することが可能であると主張している。一方、国務省のミーカーは、「キューバへの防衛的隔離は武力の行使を含んでおり、これは、国連憲章の関係で考えられるべきである。憲章はある制限された状況下を除き、武力の行使を一般的に禁止している」「[例外の]

国には受け入れられないだろう」と述べられていた。“Memorandum From the Counselor of the Department of State and Chairman of the Policy Planning Council (Rostow) to President Kennedy, 3 September 1962,” U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUSと略記), 1961-1963, Vol.10, (U.S. Government Printing Office, 1997), pp. 1025-1031. 8月31日のロストウからバンディ宛の覚書でも、「我々の行動に対する明確な法的根拠を確立することが」重要かもしれないとしたうえで、「最も適した国際法上の根拠はモンロー・ドクトリンではない。間接侵略に関するリオ条約やパンダルエステ諸決議をしつかりりみるべきだ」と述べられている。“Memorandum From the Counselor of the Department of State and Chairman of the Policy Planning Council (Rostow) to the President's Special Assistant for National Security Affairs (Bundy), 31 August 1962,” FRUS, 1961-1963, Vol.10, pp. 1001-1002.

³⁸ Rusk, *op.cit.*, p. 232; Chayes, *op.cit.*, p. 109.

³⁹ May and Zeliakow, *op.cit.*, p. 171; Chayes, *op.cit.*, p. 14.

⁴⁰ “Memorandum of Conversation, 18 October 1962,” U.S. Department of State, FRUS, 1961-1963, Vol.11, (U.S. Government Printing Office, 1996), pp. 110-114.

⁴¹ Abel, *op.cit.*, p. 51; Thompson, *op.cit.*, p. 221.

⁴² National Security Archives at George Washington University, DNSA Number CC00668, accessed August 20, 2011 <<http://www.october1962.com/files/Blockade%20of%20Cuba.pdf>>

1つは自衛権であるが、キューバにおける状況は武力攻撃を構成しない」と反論する。また、「もう1つの例外は憲章第7章の状況下を扱う権限をもつ国連機関に採決された集団的措置であるが、明らかに、安保理からは〔賛成を〕得られそうにないし、総会から勧告を得ることができるかどうかはかなり疑わしい」として集団的措置の可能性にも疑問を呈している。そのうえで、「憲章は地域的取極として第8章を含んでおり」、「もし、リオ条約のもとでのアメリカ諸国による制裁としてなされるならば、このような事例は国連憲章下での武力の行使になりうる。リオ条約の第6条、第8条に準ずる機関の協議はアメリカの平和を危うくする状況に対処する武力の行使を含む措置を勧告しうる」として、前日に作成した文書どおり、OAS決議による根拠づけを提案したのであった⁴³。

ここで、OASで決議に必要な3分の2の賛成票が獲得できるかが問題となった。R・ケネディが、「もし、我々が必要な票を獲得することに失敗した場合、または遅れた場合、大統領は困難な立場に立たされる。我々はOASの同意を探る前に、結果について完全な確信を得ることができるのか」との疑問を示したのである。これに対し、エド温・マーティン国務次官補は、「何事においても確信なんてものはできないものだが、これについてはかなりの自信を持っている」と、強気の姿勢を見せている。しかし、R・ケネディは再度懸念を表明し、カッセンバックが「もし大統領がOASの制裁なしに行動することを強いられても、〔自衛権により〕法的根拠を与えることは可能である」と述べることとなる。これには、ミーカーが「OAS決議なしの行動では法的な妥当性が曖昧である」と反対し、ここで、カッセンバックも「もしOAS決議が採択されれば、封鎖に対する確固たる法的基盤を形成することができる」と賛同する。結果、国務省の見解が採用されたのであった⁴⁴。

ところが、議論がまた別の方向に向かい始める。アチソンが「国際法の問題に関する限り、自衛が全体的に十分な正統化事由であるとするカッセンバックの意見に賛成である。ミーカーのOASによる承認を要するという見解には同意しかねる」と述べ、ここでも、「安全保障が危険に晒されている時に、法的構成を考える時間などない」として、奇襲による空爆を主張したのである。ラスクは「国家の法的主張は世論と他国政府の態度に多大な影響を与える」として空爆に反対し、R・ケネディも再び真珠湾に触れ、「アメリカ人の理想と信念に矛盾し、キューバのような小国を警告なしに攻撃すれば、世界と自身の良心が回復困難な立場になる」と反論し、会議の終盤には、「封鎖には十分な法的根拠があると考える」と発言するに至ったのである。ただし、ミーカーが法的根拠は「リオ条約にもとづきOASが適切な決議を採択することで提供される」と応じると、「それは、まったくもって政治的な問題で、法的問題ではない」と反論している。また、退席時に、ミーカーに同調したカッセンバックに冗談めいた形で「君は私のために働いているということを、今、思い出してもらいたい」と述べたのであった⁴⁵。

2.3：大統領演説とOAS決議

以上の議論を踏まえ、翌20日の午後、大統領は封鎖を最終決定し、国民と世界に向けた演説の作成が本格化していく⁴⁶。演説の原稿について、チェイスは自衛権の文言を削るようスピーチライターに電話で要請し、22日の会議でも、法的根拠はOAS決議に求められるべきで、第51条は将来ゾ連

⁴³ Chayes, *op.cit.*, pp. 14-15; Abram Chayes, "Living History Interview," *Transnational Law & Contemporary Problems*, Vol.7, No.2 (1997), pp. 116-117.

⁴⁴ Abel, *op.cit.*, p. 73; "Record of Meeting, 19 October 1962," *FRUS, 1961-1963*, Vol.11, pp. 117-118.

⁴⁵ Abel, *op.cit.*, pp. 73-74; Rusk, *op.cit.*, pp. 232-233; Kennedy, *op.cit.*, p. 22; Schlesinger, *op.cit.*, pp. 806-807; "Record of Meeting, 19 October 1962," *FRUS, 1961-1963*, Vol.11, pp. 118-120.

⁴⁶ ラスクはこの日の会議でも前日と同様に、空爆は「法律的・道徳的に全く支持できないので、除外されるべきである」と述べていた。May and Zeliikow, *op.cit.*, p. 198.

が用いる可能性があると発言し、原稿から削除させている⁴⁷。大統領も「我々はモンロー・ドクトリンのもとで行動するわけではない」と述べ、OAS 決議による説明が採用されることになったのである⁴⁸。翌日の会議でもラスクが、「隔離の法的根拠はリオ条約である。武力行使は国連憲章の原則から正統化されるかもしれないが、憲章第 51 条の観点からではない。第 51 条では、ロシアにトルコを攻撃するための論拠を与えるかもしれない」と発言している⁴⁹。さらにチエイスやミーカーが、「封鎖」は卑劣で戦争のような響きがするため「隔離」という表現を用いることを助言している⁵⁰。大統領も隔離のほうが戦闘的でなく、平和的な自己保存行為に向いているとして、この表現を採用し、22 日午後に大統領はテレビで国民と世界に向けて演説を行ったのであった⁵¹。

ただし、政策決定者は必ずしも OAS 決議を獲得し、行動を法的に正統化することに固執していたわけではなく、演説で選択肢が狭まることを防ぐ努力も行われていた。例えば、原稿に「あらゆる必要な手段をとる」との文言を残すべきか、というマクスウェル・テイラー統合参謀本部議長からの問題提起に対し、大統領は後日追加的な手段をとることを妨げぬよう、残す決断を下している⁵²。また、OAS 決議について、「採択されなくても封鎖を実施するか」という質問にも、「そうだ」と答えていた⁵³。さらに、翌日の会議で、R・ケネディが、「もし OAS の支持がなければ、我々の封鎖は違法になるかもしれない」と、従来の懸念を表明した際には、ラスクが「もし OAS の支持が得られなければ、我々は違法に行動する必要はない」と応じている。ラスクは近代兵器によって「新しい事態」がつくられたため、国際法の規則は「言葉どおり」に適用されるべきではないと述べたのであった⁵⁴。

大統領の演説を受け、22 日から 23 日にかけて、各省の法律顧問は隔離宣言の草案作成に移り、あわせて、国務省法律顧問室が「対キューバ隔離の法的論拠」という文書を用意することとなる。これは、「OAS 決議によるアメリカの行動はリオ条約によって授権されたものか」、「OAS 決議に基づく行動は国連憲章の条文と一致しうるのか」という 2 つの問題に対する考察であった。前者については、それまでと同様にリオ条約の第 6 条と第 8 条による説明がなされ、後者は、憲章第 53 条 1 項の解釈を中心に考察がなされている。安保理による強制行動は加盟国に行動を義務付けるのに対し、OAS 決議はあくまで勧告的なもので、加盟国は行動を義務付けられるわけではないとし、安保理の許可は不要であると結論づけたのであった⁵⁵。

そして、23 日、OAS ではマーティン国務次官補が各国を説得にあたった結果、満場一致で決議が採択される⁵⁶。OAS 理事会では、ラスクが「アメリカは西半球を守る責任を持っており」、それゆえ、「国連安保理の結果を待つことなく〔中略〕隔離を行わなければならない」と、先の法律顧問室の考察と齟齬のない発言を行ったのであった⁵⁷。

以上の準備と OAS 決議の獲得という結果を踏まえ、同日に「対キューバ攻撃用兵器搬入阻止宣言」が発出される⁵⁸。その実施は法律顧問の助言により宣言の翌日からとされ、大統領はフルシチョフに

⁴⁷ Chayes, *The Cuban Missile Crisis*, pp. 98-99; Theodore C. Sorensen, *Kennedy* (Harper & Row, 1965), p. 701.

⁴⁸ "Minutes of the 506th Meeting of the National Security Council, 21 October 1962," *FRUS, 1961-1963*, Vol.11, pp. 142-149.

⁴⁹ "Minutes of the 507th Meeting of the National Security Council, 22 October 1962," *FRUS, 1961-1963*, Vol.11, pp. 152-156.

⁵⁰ May and Zeliakow, *op.cit.*, p. 171; Abel, *op.cit.*, p. 98-99.

⁵¹ *Ibid.* Sorensen, *op.cit.*, p.694; "Press Release, 22 October 1962," Gould, *op.cit.*, pp. 172-176.

⁵² "Minutes of the 506th Meeting of the National Security Council, 21 October 1962," p. 143.

⁵³ Sorensen, *op.cit.*, p. 699.

⁵⁴ "Minutes of the 507th Meeting of the National Security Council, 22 October 1962," p. 152.

⁵⁵ Abram Chayes, Thomas Ehrlich and Andreas F. Lowenfeld eds., *International Legal Process: Materials for an Introductory Course, Documents Supplement* (Little, Brown and Company, 1969), pp. 552-558.

⁵⁶ "American Republics Act To Halt Soviet to Hemisphere," U.S. Department of State, *Department of State Bulletin*, vol.47 (U.S. Government Printing Office, 1962), pp. 722-723.

⁵⁷ Abram Chayes, Thomas Ehrlich and Andreas F. Lowenfeld, *International Legal Process: Materials for an Introductory Course Vol.2* (Little, Brown and Company, 1969), pp. 1069-1070.

⁵⁸ "Press Release, 23 October 1962," Gould, *op.cit.*, pp. 254-255.

対し「OAS 決議によって合法的に確立されたキューバの封鎖隔離を遵守されたい」と要請する書簡を送付したのであった⁵⁹。

2.4：法律顧問の国際法観

なお、同日にホワイトハウスで報道官による記者会見が行われた際、チェイスが同席し、国際法に関する質問に答えている。例えば、「アメリカは明らかに国連や OAS に訴える前に封鎖を行う十分な権限があるとされているようだが〔中略〕その権限について説明してもらえるか」と問われた際には、「まず、第1に世界の平和と平和に対する脅威であり、第2に議会で共同決議が通過し、第3に、本日の OAS 決議である」、「これらすべての法的根拠や正統化事由が使えるのであるし、大統領は OAS 決議が採択されるまで、隔離宣言に署名しなかった」と返答している。そして、「行動は OAS 決議に基づいている」、「国連は平和に対する脅威について地域的組織による行動を認めている」とし、「実際、サンフランシスコ会議では、OAS の要請によって国連憲章第 52 条、第 53 条、第 54 条が設けられたのである。したがって私は、国際法は何か宙に浮いているようなものではないと思う。憲章や OAS の行動は国際法の構成要素であり、この行動が条約に基づいた平和に対する脅威に対処する行動なのである」と述べている⁶⁰。法律顧問はスポーツマンとしての役割も果たしたのであった⁶¹。

なお、ラスクの「新しい事態には従来とは異なった法の適用がなされるべき」とする国際法観を理解するうえでは、キューバ危機後、国務省の公報誌や国際法の学会誌に掲載されたチェイスの論文が参考になる。まず、自身は政治的法律家（political lawyer）であり、法ははっきり白か黒かを分けるようなものでないと見解を示している⁶²。例えば、「隔離という表現に改めようとも、封鎖は国際法上、戦争行為とみなされるため、宣戦布告が必要で、単独的な武力行使にあたるものではなかったか」との批判に関し、「隔離は合法だったか」という質問はあまりに一般的で役に立たない答えを引き出すもので、ロー・スクールの1年目の目標は学生にそのような質問をしないように教えることだと述べている⁶³。また、大学の講演では、封鎖は19世紀に発達した規則であるが、「今日、国際法は問題を異なった文脈で処理して」おり、「国際的な展望は当時とは全く異なっている」と述べ、国際社会は変化し、キューバにおけるソ連の挑戦とアメリカの対応は、過去の時代の現実ではなく1960年代の現実から評価されるべきだと主張している。そして、国連憲章の「武力による威嚇または武力の行使を慎まなければならない」という規範については、「環境の変化による成長や発展に左右されることを理解すべきである」と発言したのであった⁶⁴。

ただし、チェイスが出張中であったため、危機の初期から法的問題の考慮に関わっていたミーカーは、「新しい事態には従来とは異なった法の適用がなされるべき」との立場をとっていない。リオ条約と国連憲章という「新しい法的な構造が第二次世界大戦の後に築かれた」とする一方で、キューバにおけるソビエトの戦略的ミサイルの設置という状況は「19世紀の国際法を停止させるものではなかった」と述べ、「封鎖は慣習法の伝統のうちにあるもので、拡大適用の新しい原則は表明されな

⁵⁹ May and Zeliikow, *op.cit.*, pp. 297,312,332; Kennedy, *op.cit.*, p. 38

⁶⁰ "Transcript, 23 October 1962," Lewis Gould ed., *Documentary History of the John F. Kennedy Presidency*, Vol.7 (LexisNexis, 2007), pp. 258-264.

⁶¹ Rusk, *op.cit.*, pp. 294,608.

⁶² Chayes, "Living History Interview," p. 471.

⁶³ Abram Chayes, "Remarks by the Honorable Abram Chayes," *Proceedings American Society of International Law* (1963), p. 11.

⁶⁴ Abram Chayes, "The Legal Case for U.S. Action on Cuba," *Department of State Bulletin*, Vol.47 (U.S. Government Printing Office, November 19, 1962), pp. 763-765.

かった」との見解を表明しているからである⁶⁵。チェイスは「自身はミーカーのように法は完全に白か黒かに分けられるものであるとは考えなかつた」と回顧しており、ミーカーの立場は国際法を従来通り厳密に解釈し、適用しようとするものであったといえる⁶⁶。

ラスクや「全ての法はもちろん政治的なものである」としたこのチェイスの主張は国際法の解釈において注目すべきものである。それでも、キューバ危機では、国際法が行動の選択に影響を与えるとともに、採られた選択肢の正統化にも一定の役割を果たしている。対外的な説明も含め、政策決定過程に法律顧問が深く関与した事例であった⁶⁷。

3. ドミニカ危機

3.1：法的考慮の欠如

1965年4月24日、ドミニカ共和国で軍部左派によるクーデターが発生する。26日に軍部右派が鎮圧に乗り出して戦闘が激化し、臨時大統領がアメリカに支援を要請する⁶⁸。28日には現地アメリカ大使館も本国に軍事介入を要請し、ジョンソン大統領は「ドミニカ共和国内にいる数百人のアメリカ国民の生命を保護し、彼らを安全にアメリカに護送する」という自国民保護を理由に海兵隊400人を上陸させることとなる⁶⁹。

この政策決定過程では、十分な法的考慮がなされ、法律顧問に相談があつた形跡が見られない。では、キューバと同様にOASを利用することは考えられなかつたのであろうか。アメリカはドミニカ内乱の問題を話し合うべく、28日にOAS理事会を召集したものの、軍事介入を事前に諮ることはしていない。その理由に関して、トマス・マン国務次官補は、同日のラスクとの電話で、「OASでイニシアティブをとらないことで、我々は多少のものを失いつつあるが、もし、イニシアティブをとれば、我々は多くの行動の自由を失うことになる」と発言している⁷⁰。そして、後に、「我々は、無辜の民間人の生命が危険な状態にあることを証明するために、彼らが死ぬまで待つことが必要だとは考えなかつた」と説明している⁷¹。ジョンソンも5月2日に発表した声明において、「躊躇や不決断が、我が国民だけでなく、他の諸国の多くの市民の死を意味することになりうる」状況であったと述べ、「28日午後の時点では、あなたの大統領である人間には、もはや選択の余地はなかつた」と自らの選択を説明しているのである⁷²。ラスクは28日に大統領に対し、海兵隊の上陸を説明する演説を行う前に、アメリカのアプローチを自国民保護以外に広げ、自由な組織を守ることの大切さを強調す

⁶⁵ Leonard Meeker, "Defensive Quarantine and the Law," *AJIL*, Vol.57 (1963), pp.515-524.

⁶⁶ チェイスはミーカーについて、「本当にまっすぐで素直な法律家だった」と評し、「国際情勢に法を適用することに深く傾倒し、それが可能であるとの理想をもっていた」と述べている。Chayes, "Living History Interview," p. 471; Chayes, *The Cuban Missile Crisis*, pp. 30-33.

⁶⁷ チェイスはキューバ危機について、「法律家の十分な参加と決定の法的結果の十分な理解をもって政策決定がなされた事例である」と回顧している。Chayes, "Living History Interview," p. 470.

⁶⁸ もっとも、この要請をアメリカ政府は断っている。William Fulbright, *The Arrogance of Power* (Random House, 1966), pp. 86-89. 大統領は5月2日の演説で、アメリカ政府はドミニカの内乱に対して、再建派、立憲派のどちらにも与しないという姿勢をとつておらず、マン国務次官や国務省法律顧問室はこれを国際法上の理由から説明していたのである。Thomas C. Mann, "The Dominican Crisis: Correcting Some Misconceptions," *Department of State Bulletin*, Vol.53 (U.S. Government Printing Office, November 8, 1965), p. 731; Chayes, Ehrlich and Lowenfeld, *op.cit.*, p. 1180.

⁶⁹ "Statement by the President, April 28, 1965," U.S. Senate Committee on Foreign Relations, *Background Information Relating to the Dominican Republic* (U.S. Government Printing Press, 1965), p. 51.

⁷⁰ "Memorandum of Telephone Conversation Between the Under Secretary of State for Economic Affairs (Mann) and President Johnson, 28 April 1965," U.S. Department of State, *FRUS, 1964-1968*. Vol.32, (U.S. Government Printing Press, 2005), pp. 86-88.

⁷¹ Mann, *op.cit.*, p. 734.

⁷² "Statement by President Johnson, May 2," *Department of State Bulletin*, Vol.52 (U.S. Government Printing Office, May 17, 1965), pp. 744-745.

ることを提案するも、脅威が差し迫る中で各国と調整する時間がないことを理由に却下されている⁷³。法律顧問への相談がなされなかつた原因の1つはこの時間的猶予の有無であったと考えられる。

以上のように、介入の根拠を自国民保護に求めることになったのであるが、5月2日にアメリカ国民の保護が達成されると、継続してドミニカ国内にとどまる理由がなくなってしまうこととなり、OAS憲章第15条と第17条の不干渉原則が問題になった。OASに送られたエルズワーズ・バンカーダ大使が「アメリカ軍の存在は「介入」ではなく、あくまでも人道的な目的によるものである」と発言することとなるが、ここで主張されはじめたのが、「外からの干渉なしにドミニカ国民が自分たちの政府を選ぶことができるという秩序だった政治プロセスの再建を通じ、平和と正義を達成する」という

〔中略〕OASの能力を維持するとの論理であった。それが「外部から触発されている陰謀集団」によって脅かされているので、アメリカが滞在する必要があると主張したのである⁷⁴。この「陰謀集団」が反乱軍の中の共産主義者であり、大統領は5月2日に「アメリカ諸国は西半球にもう1つの共産主義政府が設立されることを許すことはできないし、許すべきではないし、許すつもりはない」として、ジョンソン・ドクトリンを発表したのであった⁷⁵。

3.2：介入の法的根拠

一方、詳細な法的根拠への言及は、軍事介入から一週間後の5月6日の会議で、バンディが「ドミニカ共和国におけるアメリカの行動の法的根拠」に触れたのがはじめてである。この覚書は法律顧問代理から法律顧問となったミーカーが作成したもので、議会からの法的根拠を求める強い圧力に屈して用意されたものであった⁷⁶。バンディはこの文書について、「よくできており、昨晩のOAS決議によって、より確固たるものになるだろう」と述べている。その上で、「国際法に精通するカツエンバック司法長官〔キューバ危機の司法次官補〕に相談することによってさらに強固になるだろう」とし、「ひとたび覚書が形作られれば、それは正式に公表されるだろう」との見解を示している⁷⁷。このことは、国務・司法両省を通じ、事後的であれ、法的正統化が試みられたことを示している。ただし、この覚書については、十分な法的根拠になるものではないとの見方も存在していた。大統領と20年来の友人である弁護士のエイブ・フォータスが、同日のバンディ宛の書簡で、「私は覚書を公表すること、ないしはアメリカの行動を法的に守るために使うことはお勧めしない」、「法的分析の問題が実際の脅威に従属するものであるかのような印象を与えててしまう」と述べていたのである⁷⁸。

覚書では、まず、アメリカの行動を「生命の保護」と「アメリカ諸国間のシステムに事態をその権限内で処理する機会を与えるための緊急行動」だと位置づけている。前者の理由は28日から29日の海兵隊の上陸に関するもので、アメリカ国民を保護するため、上陸を遅らせることはできなかつたとし、それが人道的・法的側面の双方から正統化されると述べている。さらに、その後のアメリカ軍の駐留については、政府組織の崩壊が明らかとなる中、OASがその憲章で意図された役割である「平和と正義の秩序の実現」を果たすための能力が失われないようにするという追加の目的のためで

⁷³ Rusk, *op.cit.*, p. 373.

⁷⁴ Leonard C. Meeker, "The Dominican Situation in the Perspective of International Law," *Department of State Bulletin*, Vol.53 (U.S. Government Printing Office, July 12, 1965), p. 62.

⁷⁵ "Statement by President Johnson, May 2," pp. 746-748.

⁷⁶ Thomas Ehrlich, "The Legal process in Foreign Affairs: Military Intervention" John Henry Merryman ed., *Stanford Legal Essays* (Stanford University Press, 1975), pp. 120-121.

⁷⁷ "Memorandum for the Record, 6 May 1965," *FRUS, 1964-1968*, Vol.32, pp. 133-136.

⁷⁸ Abraham F. Lowenthal, *The Dominican Intervention* (Harvard University Press, 1972), p. 105. フォータスはバンディにあてた覚書の中で、「単にアメリカの法的立場だけではなく、道徳や実践的考慮に基づくドミニカへの介入を説明するアメリカの最善の立場の障害にもなるだろう」と述べていた。Ellsworth Bunker Oral History Interview III, by Michael L. Gillette, LB Library, accessed September 10, 2011 <<http://www.lbjlib.utexas.edu/johnson/archives.hom/oralhistory.hom/BUNKER-E/bunker3.pdf>>

あり、アメリカによる継続的な行動なしでは効果的になしえないことを述べた上で、5月6日に採択された平和維持軍を創設するOAS決議を根拠に挙げている⁷⁹。上記2つの理由に加え、覚書はさらに「共産主義者による陰謀」という「行動を支えるさらなる理由」を提示し、この脅威に対し、「すべてのOAS加盟国の権利と義務はこの現実に照らしてみる必要がある」と主張している。それは、ドミニカ危機で生じた法律問題に関し、マンによる「共産主義者による政権転覆という問題は現実の問題であり、米州諸国がアメリカ大陸諸国間の法によってそれに対処することを禁じられるという誤った想定に基づいて払いのけられるべきものではない」という後の主張とも合致するものであった⁸⁰。

なお、キューバ危機では法的根拠として却下されたモンロー・ドクトリンはこの覚書でも言及がない。しかし、後にミーカーは「我々はシンプルにモンロー・ドクトリンを引き合いに出すことができたかもしれない」と述べている⁸¹。「共産主義者による陰謀」への対応も含め、ドミニカ危機ではキューバ危機とは異なる法的根拠が模索されることとなつたのであった。

3.3：法律顧問の国際法観

ミーカーがドミニカ危機で有した国際法観については、国務省の公報誌で発表された論文が参考になる。そこでは、まず、「白か黒かという観点のみで出来事を評価し判断することは、国際政治の特定の状況における現実を描くには不適切」で、「国際法上の義務の性質に対する国際法の原理主義者の見方は、政治的、経済的、社会的に困難な諸問題を実際的かつ公正に解決する手段としては全く役に立たない」と述べている。そのうえで、自身は「実際的な理想主義」であるとして、先述の軍事介入に対する3つの根拠を挙げている。また、もし介入以前に法律顧問に諮問がなされていれば、軍事介入は避けられたか、介入してもすぐに終結したかもしれない、との指摘については、「待機し、見守る」という選択肢をとった可能性は、「内乱の継続で命を落とすアメリカや他国の国民の数がわからない状況下にあったこと」や「反乱軍の共産主義者により新しい全体主義が生じる重大な危険性があったこと」を理由に否定的に捉えている。さらに、当初は在外自国民の保護を理由にしながら、救出後もドミニカ国内に軍隊が留まつたことへの批判に対しても、アメリカ軍の存在なしでは無秩序で殺戮が起こる状況に戻つておらず、OASによる多国間主義の行動や平和構築の努力が何の足がかりにもならなかつたという事実があるとして反論したのである。そして、最後に「国際法は古くからの問題や現在の危機のための解決策を考案しようとする諸政府や諸国際機関の行動によって作られるものである」と述べ、そのうえで、「国際法を創造する過程は断続的なものであり〔中略〕我々がよく知られた目的の達成に進むごとに、新しい目標が設けられ、人類の努力はさらなる地平へ到達するのである」として、「国際法の創造過程」にドミニカの事例を位置づけたのであった⁸²。

4. ベトナム戦争

4.1：ケネディ政権における法的検討

1967年にウィリアム・P・バンディ国務次官補は、1961年秋にケネディ大統領が軍事顧問の増派

⁷⁹ Chayes, Ehrlich and Lowenfeld, *op.cit.*, pp. 1179-1182. このような根拠づけは、ラスクが介入の前日にドミニカにいる大使に対して述べた3つの目的（法と秩序の回復、共産主義者による乗っ取りの阻止、アメリカ国民の生命の保護）と一致している。“Telegram From the Department of State to the Embassy in the Dominican Republic, 27 April 1965,” *FRUS, 1964-1968*, Vol.32, pp. 66-67.

⁸⁰ Mann, *op.cit.*, p. 731.

⁸¹ Meeker, *op.cit.*, p. 64.

⁸² *Ibid.*, pp. 60-65.

を決定したことを振り返り、「選択された行動方針は、地上部隊の直接投入や北ベトナム爆撃を検討し、少なくとも当面は拒否した。ただし、当時でさえ〔中略〕いかなる合理的な法的見解の下でも北ベトナム爆撃が認められたことに疑いの余地はない」と述べている⁸³。これは、ベトナムに派遣されたティラーの報告書とそれに基づく行動方針について、「北ベトナムの奥深くへの軍事作戦を伴う措置を別にすれば〔中略〕法的な問題をもたらすものではない」と結論づけた1961年11月のチェイスの覚書への言及である。

覚書では、まず、フランスが調印したジュネーブ協定に南ベトナムが拘束されないという主張を「法律顧問室では決して認めていない」とし、アメリカによる支援は「十分な法的正統性がない以上、南ベトナムの違反を帮助することになる」と指摘している。ただし、「一方の締約国による重大な条約違反は、他方の締約国に対し、〔中略〕条項の遵守を保留する権利を与える」とし、「国際法は、アメリカがベトナム政府の招きに応じて南ベトナムに軍を投入し、外部からの実質的な支援、指示を受けた反政府勢力の活動を鎮圧するために同政府を支援することを認めている。国連憲章にこのような行動の禁止規定はない」と述べている。そのうえで、報復攻撃について、「ベトコンの聖域で補給の目的で使用している北ベトナムとラオスの国境付近の基地に対する作戦」は「それを引き起こした行為と適切に関連し、その効果が比例して、救援を得るために必要な行動に限定されなければならない」との留保を付しつつも、「法の原則に照らして正統化できる」と述べている。一方で、「ハノイおよび北ベトナムの奥深くにある同様の戦略拠点に対する直接攻撃」は、南ベトナムへの武力攻撃による明白な侵略がない場合は、「一般国際法上許容される自衛の範囲を超えて、国連憲章に違反する」と述べたのである⁸⁴。

注目すべきは、ラスクへ送付する際に、「北ベトナムへの長距離攻撃の可能性を除けば、今後の行動方針を決定する際の問題は、本質的に政治的なものである」が、「国際問題を平和的に解決するための手続きや制度ではなく、直接的な自助努力にどの程度頼るかが世界における法の支配の見通しと実効性に重要な影響を及ぼすことを忘れてはならない」とし、自身がそのような問題に深い関心を抱いているために、あまり法的でない問題にあえて見解を述べることとしている。行動方針を中心となっているのは、「ベトナムの平和維持を支援するために相当数の米軍を最初に投入すること」だが、「外国の軍事力を使用して不人気な政府を支援しようとする試みの長い歴史は、非常に落胆させるものだ」としたうえで、「交渉または国連による解決を視野に入れ、問題の国際化をはかることが「より有望な行動方針」だと主張したのであった⁸⁵。その後、ジョージ・マクギー国務次官は、ラスクに対し、チェイスの覚書を読んだことに触れながら、「ひとたびベトナムに戦闘部隊を投入すれば、その後の事態をコントロールできなくなる可能性が高い」との意見を送付している⁸⁶。結果として、ケネディはそのような攻撃を選択しなかったのであった⁸⁷。

⁸³ William P. Bundy, *The Path to Viet-Nam* (U.S. Government Printing Office, 1967), p. 7.

⁸⁴ "Memorandum From the Legal Adviser (Chayes) to the Secretary of State, 16 November 1961," U.S. Department of State, *FRUS, 1961-1963*, Vol.1 (U.S. Government Printing Office, 1988), pp. 629-635.

⁸⁵ *Ibid.*, pp. 630-631.

⁸⁶ "Memorandum From the Under Secretary-Designate for Political Affairs (McGhee) to the Secretary of State, 27 November 1961", *FRUS, 1961-1963*, Vol.1, p.673.

⁸⁷ ただし、大統領がどこまで法律顧問の見解を考慮したかは明らかではなく、また、キューバ危機と同様に合法性のみによって選択肢が決定されたとは考え難い。ただし、20世紀末に「チェイスが提供した生ぬるい最小限の法的助言」が、「軍事力行使を大幅に制限しようとする政権の衝動を強化した」と覚書を厳しく批判した空軍の少佐も「ケネディ大統領がインドシナへの米軍関与の深化を選択する前に、国務省の法務顧問は助言を与える最も適した役人であった」と述べるなど、一定の影響力を有していたと思われる。Ronald R. Roton, *The Long Slow Struggle: Legal Advice at the Beginning of the Vietnam War* (University of Virginia School of Law, 1998), pp. 39-41.

4.2：トンキン湾事件とジョンソン政権

その後、1964年に発生したのがトンキン湾事件である。8月2日午前にトンキン湾の公海で米国艦隊が攻撃されたとの一方を受けたジョンソン大統領は、同日午後に閣僚らと相談し、北ベトナムに報復しないことを決定する。ところが、4日の朝には2回目の攻撃が開始されたと知られ、同日午後に報復を決定し、夕方には上下両院での共同決議を要請する意向を示すこととなる⁸⁸。大統領の決断に対応すべく、国務省では、4日午後にボールとチェイスにより、共同決議案が準備されている。共同決議案については、チェイスが5月に素案を作成し、その後、ホワイトハウスも含む関係者によって検討されていたが、「全く異なる状況」となったため、新たに起草されたのであった⁸⁹。

また、5日には翌日の上院外交委員会に向け、ラスク用の資料として、法的な想定問答が用意されている。例えば、「北ベトナムのボートと港湾施設を破壊するというアメリカの行動は合法だったのか」という質問には、公海における攻撃は「国際法と国連憲章第2条4項に違反するもの」であり、アメリカの措置は「状況に応じた限定的なもの」で、「国連憲章第51条に準拠した自衛権の行使」として、「国連安保理に報告するという基づく義務を直ちに履行したこと」が主張されている。また、「南ベトナムとその周辺への駐留は、東南アジア集団防衛条約〔SEATO条約〕に合致するのか」との問い合わせには、「駐留は、南ベトナム政府の要請に応えるもので」、「SEATO条約は、共産主義者による侵略の危険性を認識し、集団行動のための手続きを定めているが、侵略の脅威にさらされている政府の要請に応じて条約加盟国が行動することを禁止するものではない」と述べている⁹⁰。

なお、国連との関係では、8月5日にスティーブンソン大使が安保理で演説を行っている⁹¹。大統領は8月4日の午後に、報復措置について、「当面の我々の対応は限定的かつ適切なものになるだろう。〔中略〕我々は依然として拡大戦争を求めていない」と述べ、ラスクに対し、「この立場をすべての国に対して明らかにするよう」求め、スティーブンソンに、北ベトナムに対するアメリカの告発を審議する国連安保理を即時に開催することを指示したのである⁹²。ただし、ラスクはスティーブンソンに送付した覚書で、安保理に「平和に対する脅威を報告し、世界共同体の責任ある一員として取るべき行動を報告する」としつつ、安保理決議については、「安保理に正式な行動を求める必要はない」と考えており、安保理が何も決議せずに終了することに満足する」と述べていた⁹³。

1965年2月15日には、バンディ国務次官補からラスクに対して「重大な未解決の問題」をまとめた覚書が提出されている。追加の攻撃を行う場合の同盟国との協議や、国連におけるプレゼンテーションといった問題が挙げられる中、注目すべきは、「我々の法的正統性は強力であり、L〔国務省法

⁸⁸ “Presidential Decisions: The Gulf of Tonkin Attacks of August 1964,” Folder, “Presidential Decisions-Gulf of Tonkin Attacks of August 1964-Volume I, Tabs 1-8, 1 of 2,” National Security Council Histories, NSF, Box 38, LBJ Presidential Library, accessed December 22, 2023 <<https://www.discoverlbj.org/item/nsf-nsch-b38-f1>>

⁸⁹ Neil Sheehan, *The Pentagon Papers* (Bantam Books, 1971), pp. 286-88; Oral history transcript, William P. Bundy, interview 1 (I), 5/26/1969, by Paige E. Mulholland, LBJ Library Oral Histories, LBJ Presidential Library, accessed August 27, 2023 <<https://www.discoverlbj.org/item/oh-bundyw-19690526-1-74-187-a>>

⁹⁰ ただし、「SEATO条約第4条1項に基づき、アメリカが東南アジアでの行動を安保理に通告していないのはなぜか」との質問には、「同条項に従って援助が提供されていないからだ」と述べるにとどまっている。“Legal Questions and Answers on the Gulf of Tonkin, August 5, 1964,” Folder, “Presidential Decisions-Gulf of Tonkin Attacks of August 1964-Volume III, Tabs 34-41,” National Security Council Histories Files, Box 39, LBJ Presidential Library, December 23, 2023 <<https://www.discoverlbj.org/item/nsf-nsch-b39-f3>>

⁹¹ “Statement by Adlai E. Stevenson, U.S. Representative in the Security Council, August 5, 1964, Security Hears U.S. Charge of North Vietnam Attacks,” Department of State Bulletin, Vol.51 (U.S. Government Printing Office, August 24. 1964), pp. 272-274

⁹² “Editorial Note,” *FRUS, 1964-1968*, Vol.1, (U.S. Government Printing Office, 1992), p. 626; “Forces Enlarged: Stevenson to Appeal for Action by U.N. on ‘Open Aggression,’ *New York Times* (August 8, 1964).

⁹³ ソ連または他の理事国が敵対的決議を提案した場合は、状況を悪化させるような行動を控えるよう双方に公平に訴える内容が含まれていることは「間違いない」と認識しており、「米国に責任を負わせることを避け」るために、戦術的に使用する対案としての決議案を用意していたのであった。“Telegram From the Department of State to the Mission at the United Nations, 8 August 1964, U.S. Department of State,” *FRUS, 1964-1968*, Vol.1, (U.S. Government Printing Office, 1992), p. 629.

律顧問]からの優れた覚書もある」とされていたことである⁹⁴。この覚書は、国務省法律顧問室が作成した「北ベトナムに対する米国の行動の法的根拠」であり、北ベトナムのジュネーブ協定違反と一般国際法に反する介入によって生み出された脅威に対抗する南ベトナムからの支援要請に対し、アメリカは当初、ジュネーブ協定の範囲内で経済的・軍事的な援助を行ってきたが、不十分であることが1961年までに明らかになり、南ベトナムから追加の要請で多くの軍事顧問が派遣された、と整理している。そのうえで、先述の想定問答に合致した、国連憲章第51条の個別的および集団的自衛権の行使による説明がなされている⁹⁵。このような主張は同時期に、ラスクが、記者会見で「アメリカが北ベトナムを爆撃するどのような法的根拠があるのか」と問われた際、「南ベトナムの自衛権と南ベトナムの安全と自衛に関する米国の約束である」とした回答とも符合するものであった⁹⁶。

また、法的根拠の関係では、6月27日にボールが作成し、バンディ補佐官がジョンソンに送付した文書も重要である。「南ベトナム防衛に関するアメリカの関与」という文書では、「法的関与の性質」として、まず、「SEATO条約とその議定書をあわせて読むと、南ベトナムに対する武力攻撃による侵略が発生した場合、各締約国は自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するために行動すると規定されている」と述べている。そして、「南ベトナムはSEATO条約の締約国ではないため、同条約に基づく我々の義務は南ベトナムには直接及ばず、「国際法の権威は一般に、条約に基づく権利を取得するのは締約国のみであることに同意している」が、「アメリカは条約の意味において南ベトナムに対する侵略があったと判断しているため、その侵略に対応するための南ベトナム政府に対する我々の援助は、条約上の義務を果たすものとなる」とこと、「南ベトナムへの軍事援助の提供は、国連憲章に合致し」、「憲章第51条は、国連加盟国に集団的自衛の義務を課してはいないものの、個別的および集団的自衛の固有の権利を認めている」とこと、「南ベトナムに関する条約上の責任に加えて、アメリカは南ベトナム政府に対し、侵略との闘いにおいて南ベトナムを支援することを繰り返し約束してきた」ことを述べている。そのうえで、「撤退の結果」については、「法的な観点ではなく、全世界におけるわれわれの約束の信頼性に及ぼす影響という観点から判断されるべきである」とし、撤退が及ぼす悪影響を問うている。そして、「これらの質問に対する答えは、我々の法的義務の性質の違いや類似性に左右されるものではない」として、「アメリカは常に、指導者としての役割を果たせなければ、その代わりを務められる他の自由な世界の大國はないという自覚を持って行動しなければならない」と結んでいるのである⁹⁷。

4.3：上院外交委員会における批判

上記のようなベトナム戦争に関する合法性が問題となったのが、上院外交委員会であった。1966年2月の公聴会では、元駐フランス大使のジェームズ・ギャビンや元駐ソ大使のジョージ・ケナンなどから激しい批判と撤退の主張が展開されたのである⁹⁸。これに対しジョンソンは、ミーカーについて、「彼が法律家として証言を分析し、ギャビンとケナンが述べた基本的な要点を明らかにするなど、

⁹⁴ “Memorandum From the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Bundy) to Secretary of State Rusk, 15 February 1965,” U.S. Department of State, *FRUS, 1964-1968*, Vol.2, (U.S. Government Printing Office, 1996), pp. 278-280.

⁹⁵ “Legal Basis for United States Actions Against North Viet-nam: Department of State Memorandum, March 8, 1965,” U.S. Senate Committee on Foreign Relations, *Background Information Relating to Southeast Asia and Vietnam* (U.S. Government Printing Office, 1966), pp. 199-202

⁹⁶ “Secretary Rusk’s News Conference of February 25, 1965,” *Department of State Bulletin*, Vol.52 (U.S. Government Printing Office, March 15, 1965), p. 367.

⁹⁷ “Memorandum From the President’s Special Assistant for National Security Affairs (Bundy) to President Johnson, 27 June 1965,” U.S. Department of State, *FRUS, 1964-1968*, Vol.3 (U.S. Government Printing Office, 1996), pp. 54-55.

⁹⁸ “Editorial Note,” U.S. Department of State, *FRUS, 1964-1968*, Vol.4 (U.S. Government Printing Office, 1998), pp. 204-205.

本質的なことに忙しくしてくれることを願っている。2人とも、[SEATO] 条約があることも、[トンキン湾] 決議があることも、[南ベトナムに関する] 約束があることも、まったく認識していないようだ」とし、「反対派の証言を分析し、「法律家ならこのように反論するだろう」ということを言ってもらいたい」との不満を述べている。そして、「ラスクか誰かが私たちの法的な立場について記録に残してくれるような準備書面を手に入れるべきだ」と求めたのである⁹⁹。

そこで、翌月、ミーカーによって「ベトナム防衛におけるアメリカの参加の合法性」という書類が作成され、発表されることとなる。そこでは、南ベトナムが北ベトナムから攻撃されていることに触れながら、「国際法では武力攻撃に対する個別的および集団的自衛権を認めている」とし、南ベトナムとアメリカは「国際法と国連憲章に従って」そのような集団防衛に従事していると述べている。そのうえで、アメリカが南ベトナムを防衛することの根拠を、「1954年のジュネーブ会議閉幕時の約束」と共産主義者の侵略から防衛するという「同年後半の SEATO 条約による国際的義務」に求めている。さらに、北ベトナムについては、「当初から、武力で南ベトナムを支配しようとする組織的努力を通じて、ジュネーブ協定に違反していた」とし、「こうした北ベトナムの漸進的な侵略を考慮すると、南部の防衛を支援するために 1961 年からアメリカが相当の軍備・人員を提供したことは完全に正統化される」と結論づけたのである¹⁰⁰。

また、ラスクも「アメリカの東南アジア政策の背景」という声明を発表し、その中で、「アメリカの取り組みの合法性」として、ミーカーの覚書に触れている。それを概説し、「空爆を含むアメリカの軍事的行動は確立された集団的自衛権によって国際法上認められていること」、「国連憲章のいかなる規定も、集団的自衛権の行使を OAS のような地域組織に制限するよう意図されたものではないこと」、「SEATO 条約により、共産主義の侵略から南ベトナムを防衛するための支援を約束していると言えること」などが述べられたのであった¹⁰¹。

以上のような、政権における法的な論点の包括的な整理は 1967 年の 8 月の公報紙に見て取れる。「南ベトナムに対するアメリカの軍事的支援の法的観点」とのタイトルで、「アメリカと南ベトナムが固有の権利としての個別的および集団的自衛権を有すること」、「アメリカは SEATO 条約により南ベトナムに対する武力攻撃に対応する義務があること」、「北ベトナムに対するアメリカの空爆は自衛権の正統な行使であること」、などが、詳細に論じられたのであった¹⁰²。

4.4：法律顧問の国際法観

ミーカーは 1967 年にも、個人名で「ベトナムと自衛の国際法」というタイトルの論文を発表している。ジョンソンがベトナム戦争について、「新しい種類の戦争である」と発言したことに触れながら、上記のような国際法の枠組みに関連付けた説明を行っている。特筆すべきは、「国際法をどう適用するか」という問題について、「国際法とは何かを知ることから始める必要がある」と述べ、「すべて国が受け入れて従うことができるゲームのルールを制定する国際的な議会」や「裁判所の制度」、

⁹⁹ “Telephone Conversation Between President Johnson and the Deputy Under Secretary of State for Political Affairs (Johnson), 11 February 1966,” *FRUS, 1964-1968*, Vol.4, pp. 220-222.

¹⁰⁰ また、「一方が協定に重大な違反をした場合には、他方は協定に基づいて対応する義務の履行を停止することが認められる」とし、北ベトナムにその責を帰したのであった。“The Legality of United States Participation in the Defense of Viet-Nam,” *Department of State Bulletin*, Vol.54 (U.S. Government Printing Office, March 28, 1966), pp. 474-489.

¹⁰¹ “Background of U.S. Policy in Southeast Asia,” *Department of State Bulletin*, Vol.54 (U.S. Government Printing Office, May 30, 1966), pp. 830-834.

¹⁰² “Viet-Nam Information Notes, Office of Media Services, Bureau of Public Affairs, Department of State Number 10, August 1967, Legal Basis for U.S. Military Aid to South Viet-Nam,” Folder, “Presidential Decisions-Gulf of Tonkin Attacks of August 1964-Volume I, Tabs 1-8, 1 of 2,” National Security Council Histories, NSF, Box 38, LBJ Presidential Library, accessed December 22, 2023 <<https://www.discoverlbj.org/item/nsf-nsch-b38-f1>>

「警察力」の不在を挙げつつ、「あまりに不完全な世界を前に、東南アジアにおける大規模な暴力や敵対行為によって生み出された〔中略〕混沌とした状況を前に、政府は何をすべきか」と問うていることである。そして、「このような紛争状況に対処する現実的な法律が存在しないことを認め、米国の軍事力、安全保障上の地位、そして一般的な利益を最も向上させる現実的な行動をとることが、適切な道であるとする意見もある」としつつも、「国際法を発展させ、それに従って生きていこうとする誠実で断固とした試みなしに、この国の安全保障は強化され、国益は果たされるのだろうか」と疑問を投げかけている。さらに、「私たちは今日、各國政府の外側に法を与える者がいないことを感じているかもしれない」が、「この不在は、私たちの道徳的・政治的義務を免除するものではな」く、「将来、世界法のプロセスや制度が機能し、効果的なものになるためには、各國政府が懸命に努力し続けなければならないということを意味している」と述べ、「これは、アメリカが他の国々とともに現代世界において負っている責任の一側面である。効果的な世界法を発展させるための必要性と可能性を考えるとき、 pragmatism の道と理想主義の道が共にあることを、私自身は信じて疑わない」との見解を表明している。以上の法的見解を述べ、南ベトナムから撤退することは、「今日ある国際法の有効性を著しく損ない」、「ジュネーブ協定を犠牲にし、国際協定が侵略者によって単なる紙くずとして平然と扱われるなどを、すべての人に知らしめることになり」、「米国の防衛条約の約束に対する他国の信頼を損なうものである」として、アメリカの関与を正統化したのであった¹⁰³。

なお、1965年12月に、ミーカーは、主要職員にベトナムにおける新たな外交的取り組みに関するアイデアを提示してもらいたいとの大統領からの要請に応じ、ラスクに休戦協定を提案している。そこでは、「我々が目覚ましい成果をあげ、軍事的に勝利する態勢にないことは明らかである」とし、「今すぐ交渉を求める」、「共産主義者側に交渉の気運を高めるよう誘導する目的で、最近の水準で軍事作戦を継続する」、「北ベトナムを粉碎し、ベトコンを一掃するために、ベトナムへの軍事投資をすでに多額となっている3倍以上に増やす」という「限られた選択肢に直面している」と述べ、「現段階では政治的・外交的な攻勢に転じたほうが、我々の目的をよりよく追求できるのではないか」と主張している。そして、「ベトナムにおける戦闘の停止と、それに続く交渉」として「休戦」を提案したのである¹⁰⁴。また、翌年1月には、ラスクに空爆の停止を延長すべき旨を進言したのであった¹⁰⁵。

5. おわりに

5.1 アメリカ外交と国際法

2023年11月に逝去したヘンリー・キッシンジャーは、「二つの世界大戦の時期から1965年のベトナム介入のエスカレーション、そして1991年の湾岸戦争に至るまで、軍事力を使用する際に、国益ではなく原則を、力ではなく法をアメリカは守っているのだということが、自国の正統性を確保する

¹⁰³ Leonard C. Meeker, "Viet-Nam and the International Law of Self-defense," *Department of State Bulletin*, Vol.56 (U.S. Government Printing Office, January 9, 1967), pp. 54-63. カツエンバックも1967年に「関与は非常に法律的にも道徳的にも非常にしっかりと根拠があり、それらを破るべきだと正当に主張できる人がいるとは思えない」との見解を表明している。ミーカーと同様の法的根拠を示したうえで、「第一次大戦と第二次大戦の間を生き抜いた私たちすべての経験にとって重要なのは、武力攻撃は理性や美德に訴えるだけでは対処できないという事実である」と述べている。"Address by Under Secretary of State Katzenbach before the Fairfield University Progress Dinner at Fairfield Connecticut October 17, 1967, The Complex and Difficult Problems in Viet-Nam," *Department of State Bulletin*, Vol.56 (U.S. Government Printing Office, November 6, 1967), p. 652.

¹⁰⁴ "Memorandum From the Legal Adviser (Meeker) to Secretary of State Rusk, 25 December 1965," *FRUS, 1964-1968*, Vol.3, pp. 699-702.

¹⁰⁵ "Information Memorandum From the Legal Adviser of the Department of State (Meeker) to Secretary of State Rusk, 20 January 1966," *FRUS, 1964-1968*, Vol.4, pp. 95-96.

原理を構成する、ほとんど神聖ともいえる教義であった」と国際法について言及している¹⁰⁶。キューバ危機で法的考慮が選択肢に影響を与えた可能性は、裁判規範を重視する国際法学に、アメリカ外交においても行為規範が重要な要素として存在していたことを示すとともに、国際法を強者のイデオロギーとみなす国際政治学にも、許容される正統化事由には限度があることを指摘するものである¹⁰⁷。また、ドミニカ危機でも、事後的であれ、アメリカが国際法による正統化を怠らなかつたという点ではキッシンジャーの主張は正しいと言える¹⁰⁸。

ただし、1960年代にベトナム戦争を批判した国際法学者は「キューバやドミニカの事例で主張されたことのいくつかは、南ベトナムでも同様であることはすぐにわかる」と述べている¹⁰⁹。本稿が明らかにしたのは、目前の事例を「国際法の創造的過程」に位置づけ、政策決定過程において「新しい事態には従来とは異なった法の適用がなされるべき」とするアメリカ外交における国際法観念と実務家の法解釈であった。このような法観念は、第一義的に、用語の通常の意味に従って、誠実に解釈しようとする厳格な国際法学者、なかでも、政治と法ないし道徳と法の峻別をはかる過度な法実証主義からは否定的に捉えられることになる¹¹⁰。また、法を政治に従属するものと捉える国際政治学のリアリズムからも、強者の都合でいかようにでも解釈される道具に過ぎないとみなされる。政治と法の密接な連関点に存在する実際の外交に關わる国際法の解釈が、それぞれの学問領域から非難されてしまう恐れを有することとなるのである。国際法ないしは法律顧問が政策決定過程に影響を及ぼしたとされるキューバ危機でさえ、ラスクが国際法は言葉通りに適用されるべきではないと主張し、OAS決議が獲得できなくともケネディは封鎖を実施しようとしていたことや、アチソンが国際法的な考慮を全否定する発言を行い、国際法による十分な正統化がなされるかどうかは紙一重だったこと

¹⁰⁶ Henry A. Kissinger, *Diplomacy* (Simon & Schuster, 1994), p. 477.

¹⁰⁷ チェイスはキューバ危機について、「法は決定を穏和なものにした決定的な要素の一つである」、「法的立場を慎重に考慮したことか、我々の選択の賢明さに寄与した」と述べている。Chayes, *The Cuban Missile Crisis*, pp. 6-7; Blight and Welch, *op.cit.*, p. 53. キューバ危機以外でも、例えば、ベトナム戦争について「国際法違反」という非難が、撤退という決断に影響を与えた一要因であるという見解も存在する。大沼、前掲論文、33頁。ただし、国際法の行為規範を証明することは極めて困難である。なぜなら、多くの国家は、国際法を遵守するためという理由のみによってある政策決定を行うわけがないし、国際法に反することを避けるという理由のみによってある政策決定を行わないわけではないからであり、政策決定には政治や経済などの複数の要素が影響を及ぼすため、ある単一の要素のみが最終的な結果に寄与したことを証明することはほとんど不可能だからである。政策決定における法律顧問への諮問ないし法律顧問の参加についても、以上の点は該当し、さらには、なされた助言が法的に妥当かどうかという問題があるため、法律顧問に着目した観点からも、「国際法の尊重」という問題に確定的な回答を与えることは不可能である。Schwebel, *op.cit.*, p. 132; 大沼、前掲論文、12頁。なお、チェイスは1960年代に「国家間の大抵の重大な紛争は、たとえ重要な法的要素を伴う場合であっても、司法裁判の対象とならないと考える」、「私の主張の核心は、国際法について、法と裁判所の関連性に焦点を絞りすぎると近視眼的になってしまふという点にある。私的関係と私的権利を規制する法は裁判所と密接に関連しており、ある意味では裁判制度に依存していると言えるかもしれない。しかし、公権力を配分する制度としての法は、裁判所や裁判官によって生み出されたものではない。この点において、法は政治に起源を持つことがより明確に示されている」と述べている。Abram Chayes, "A Common Lawyer Looks at International Law," *Harvard Law Review*, Vol. 78 (1965), pp. 1409, 1413.

¹⁰⁸ モーゲンソーは「合法的な力、つまり、その行使が道義的にあるいは法的に正当化されたうえで行使された力は」、「非法の力に比べればより効果的で」、「自衛とか国連の名の下に行使される力は、同じ力でも、「侵略」国の力あるいは国際法に違反して行使する力よりは成功の見込みがある」との見解を示しているが、この点もアメリカ外交では意識されていたと考える。Morgenthau, *op.cit.*, p. 34.

¹⁰⁹ Hardy C. Dillard, "Law and Conflict: Some Current Dilemmas," Richard A. Falk, *The Vietnam War and International Law* (Princeton University Press, 1968), pp. 75-76.

¹¹⁰ この点、「政治的現実はそれはそれとして、法の内容を専ら法学内在的な論理で説明し切るというのが、法実証主義である」といった反論も考えられる。ただし、それでは、「自己の存在理由に関する国際政治学からの挑戦を無視する形でもっぱら「実定国際法の解釈」に腐心し」ながら、「実際に個別問題を扱う際は国際政治に関する一定の視座、結論、前提を暗黙裡に導入していくことが少なくな」く、「いわば裏口から国際政治を研究対象として導き入れることになる」との批判に応えられるものではないと考える。大沼、前掲論文、2頁。また、政治と法の峻別をはかる法実証主義の理論は、レーガン＝ジョージ・H・W・ブッシュ政権の法律顧問の「[歴代法律顧問の間で] 国際法は拘束力のある法であるという点でコンセンサスがあったものの、国際法の規則は往々にして曖昧であり、その結果、法と政治の間には相互作用の余地が存在するという点でも広くコンセンサスがあつた」とする見解を説明できない。Scharf and Williams, *op.cit.*, p. 204. 日本でも駐米大使経験者が、法は、強制力を持つことで他の社会規範と区別されるが、それは「物理的強制力」だけでなく、本質は「かくあるべし」という「規範的強制力」にあると考えたほうが、「よほど「常識的」、いや法理論的だ」としたうえで、「かくあるべし」という価値判断、正義、道徳、倫理と無関係に存在しない以上、「実定法至上主義、過度の法実証主義が持つ大きな限界がある」と述べている。杉山晋輔「外交の実務と国際法の本質」岩沢雄司・岡野正敬編『国際関係と法の支配』(信山社、2001年) 412-439頁。

には留意する必要があり、先行研究のように、ドミニカ危機と対照的な事例と位置付けることは、やや単純に過ぎると考える。

5.2：法律顧問の役割と法解釈

この独自の国際法の解釈について、中心的役割を担っていたのが国務省の法律顧問であった。キューバ危機における封鎖の概念や、ベトナム介入の際の武力行使・議会決議については、法律顧問による事前の検討がなされていたが、その特徴的な役割は、政策が決定されるまでは、合法性の判断について、自らの見解を表明し、政策形成に関わる助言を行う役割を担うのに対して、いったん政策が決定されれば、（それまでの自らの関与の有無や、合法・違法の判断に関わらず）今度は、採られた政策を正統化し、政府の政策を法的に代弁する役割へと変化することにあるとされる¹¹¹。上院外交委員会でベトナム戦争が批判された際にジョンソンが示したミーカーへの不満は、まさに後者の役割が期待されていたことを示している。また、法律顧問自身も会見への同席や論文の発表など、この点に自覚的であったと考える。とりわけ、ミーカーがドミニカ危機に関連して自らの国際法観を国務省の公報誌に発表したのは、ベトナム戦争について、リチャード・フォークやクインシー・ライト、ハンス・モーゲンソーやスタンレー・ホフマンといったアメリカの国際法学・国際政治学会の重鎮らが、「アメリカのベトナム政策に関する法律家委員会」を組織し、国務省の法的主張に激しい非難を加えていた時期と重なっている¹¹²。ドミニカ危機の正統化に際し、厳密な法解釈を志向する立場をとれば、ベトナム戦争の正統化でも矛盾する恐れがあったことが考えられる。本稿でみたドミニカとベトナムの法的正統化の覚書は、1965年5月の上院外交委員会で、あわせてウェイン・モース上院議員に紹介され、「これらの覚書はどのロー・スクールでも合格点をとることはできない」と痛烈に批判されていたのである¹¹³。

一方、ミーカーは先述の公報誌で、ドミニカへの軍事介入について、アメリカが「いかなる絶対的な規則にも訴えなかつたこと」を認めた上で、「国際法が真に満足のいく有益な人間関係を作り出そうとする人類の試み」であるなら、「まず事実を見ることから始めるべき」で、「我々がいなければ、ドミニカはさらに30年の暗闇に投げ込まれていた可能性がある」と主張している。そのうえでキューバ危機について、「国際法の原理主義者の見解にかかわらず、状況が脅威を取り除き、かつ同時に核戦争を回避する処置を講ずることを要求していることを認識したため〔中略〕ある特別の法的分析や規則を追求しない代わりに、切迫した問題に対する実際的で満足な解決策を求めた」と回顧している。そして、現在直面している他の問題の例として、ベトナム戦争を挙げ、それが原理主義者たちによって批判されていることに触れつつ、彼らの指摘を「決して単純ではなく、極めて複雑な事実を犠牲にした絶対的な規則に基づく議論である」と非難したのであった¹¹⁴。このような立場は、キューバ危機におけるラスクやチェイスの国際法の解釈と同様のものであり、ミーカーはキューバ危機の時とは異なる国際法観に基づく主張を行っているようにみえる。ドミニカ危機はアメリカ外交史上、必

¹¹¹ Macdonald, *op.cit.*, p. 395. 「基礎法学としてのいわゆる「国際法社会学」なる分科が国際法学において確立しているとはいひ難い」とされる中、法律顧問の役割を法社会学的な知見から考察した場合には、法律家として、プロフェッショナルモデル、法サービスモデル、関係志向モデルのいずれの側面をも有していたと考える。後藤主樹「紹介 Olivier Corten, *Sociologies du droit*」『国際法外交雑誌』第123巻第1号（2024年）130頁、大塚浩「コーズ・ローヤリングにおける弁護士—依頼者関係の実態と弁護士倫理」『法社会学』第70号（2009年）129-143頁。とりわけ、チェイスもミーカーも、政治的問題であることを自覚したうえで意見を表明するなど、純粋たる法的問題についてのみを助言の対象としているわけではない、という点は関係志向モデルの妥当性を示しているとも考える。

¹¹² Lawyers Committee on American Policy Towards Vietnam, *Vietnam and International Law* (O'Hare Books, 1967).

¹¹³ U.S. Congress, *Congressional Record*, Vol.111, Part8 (U.S. Government Printing Office, 1965), pp. 11118-11121.

¹¹⁴ Meeker, "The Dominican Situation in the Perspective of International Law," pp. 64-65.

ずしも重要視されないものの、ベトナム戦争が本格化する 1965 年 3 月の北爆直後に発生し、キューバ危機とベトナム戦争の本格化の間で、両者を繋ぐ出来事であったと考えられる。ウォルター・リップマンはドミニカ危機が「劇的なかたちの現実的結果を浮き彫りにした」と述べたうえで、ベトナム戦争との相似性に言及し、「我々の公式のドクトリンは、世界の治安を維持できる大国は他にないので、我々は侵略に対して世界の治安を維持する覚悟を持つべきだということになった」として、「際限のない介入に関与することになる」と批判している¹¹⁵。ケネディ＝ジョンソン政権で国務省政策企画本部長や国家安全保障担当大統領特別補佐官を務めたウォルト・ロストウは、ドミニカ危機を「実質的にはベトナムにおける論争のためのリハーサルの一環であった」と評し、「ベトナム戦争はドミニカと条件、情勢は違っても、アメリカの介入のパターンとしては同じだ。ベトナムでもドミニカと同じく、アメリカの力がものをいう」との見解を示していたが、ベトナム戦争とドミニカ危機は、国際法による正統化という点でも、ある種の関連性を有していたと言えるのである¹¹⁶。

5.3 : 「法律家的・道徳家の」アプローチ

最後に、ケナンが「法律家的・道徳家の」アプローチの最大の欠陥として批判した「法律家的観念と道徳家の観念の不可避な結びつき」の変遷についてである。戦後アメリカ外交では、リアリズムが隆盛するにつれ、政策決定過程で法律や道徳による考察が軽視されるようになり、安全保障という国益のみが追求されるようになったのだろうか¹¹⁷。キューバ危機において、ラスク国務長官が国際法の合法性が重要であることを再三にわたって説いたり、R・ケネディ司法長官が非人道性を理由に空爆に道徳的立場から強く反対したりするなど、法律や道徳をめぐる議論が政策の選択と絡めて行われていたという事実は、依然として、「法律家的・道徳家の」アプローチの系譜が残存していたことを示しているように思われる¹¹⁸。ドミニカ危機についても、バンカーは、介入後に OAS 決議により平和維持軍を創設してアメリカ軍の駐留を正統化したことを「法律尊重主義（legalism）によるものであった」と回顧している¹¹⁹。

一方で、ドミニカ危機の際に法律顧問への諮問がなされず、政策決定者が国際法に関する検討を行わなかったことや、ドミニカ危機やベトナム戦争では、法的正統化よりも、封じ込め政策のイデオロギーによる「共産主義の脅威の阻止」という政治的正統化によるレトリックが顕著になり、多くの国際法学者や国際政治学者からは、法律顧問の法的正統化に対する批判が生じたことは、むしろ、「法律家的観念と道徳家の観念の結びつき」が弛緩していったことを示しているとも考えられる¹²⁰。「法律家の」アプローチについて、ミーカー国務省法律顧問の国際法観がキューバ危機とドミニカ危

¹¹⁵ Walter Lippmann, "The All-Purpose Myth," *Newsweek* (May 24, 1965), p. 17.

¹¹⁶ Walt W. Rostow, *The Diffusion of Power: An Essay in Recent History* (Macmillan, 1972), p. 412.

¹¹⁷ サンフランシスコ会議における国際連合の設立を戦前の国際連盟の集団安全保障システムの強化・継続と捉える観点から、戦後もなお「法律家的・道徳家の」アプローチが部分的にせよ有効であったとする見解として、Anne-Marie Slaughter, "International Law and International Relations Theory: A Dual Agenda," *AJIL*, Vol.87, No.2 (1993), p.207. トルーマン政権期の朝鮮戦争では、国際法のうち国連憲章のような原則が実質上「アメリカの理想」と同一であるとして、外交政策を国連憲章の目的や原則に照らし合わせて説明していたとされる。西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連 1965-1950』(東京大学出版会、1992年) 164-165 頁。

¹¹⁸ カツツエンバックもキューバ危機では「軍事行動に反対する最も強力な論拠として、道徳的問題に多くの時間が割かれた」と回顧している。Nicholas D. Katzenbach, *Some of It Was Fun* (W. W. Norton & Company, 2008), p. 84.

¹¹⁹ Ellsworth Bunker Oral History Interview III, by Michael L. Gillette, LBJ Library, accessed September 10, 2011 <<http://www.lbjlib.utexas.edu/johnson/archives.hom/oralhistory.hom/BUNKER-E/bunker3.pdf>>

¹²⁰ ラインホールド・ニーバーが、ベトナムとドミニカへの派兵を念頭に、「権力の傲慢と徳の傲慢の組み合わせは非常に危険である。ジョンソン政権による外交政策の大半の誤りは、権力と徳のこの結合を無批判に受け入れたところから来ている」と述べ、フルブライト上院議員も、アメリカが力と道徳を混合したことが「力の傲り」になってしまったと批判していることを踏まえれば、むしろ道徳が法律ではなく、政治との結びつきを強めたといえないか。Charles Brown, *Niebuhr and His Age* (T&T Clark, 2002), p. 239; William Fulbright, "U.S. Is in Danger of Losing Its Perspective," *U.S. News and World Report* (May 23, 1966), pp. 144-115.

機で変化したことを政治的現実への従属と捉えるならば、衰退していったとの評価もなされうる¹²¹。

ケナンは、1980年代半ばには、「法律家的・道徳家の発想の過剰」という問題は、今日では大部分過去のものになった」としつつ、「私は、最近の何年間か、〔中略〕何が適法であるかというわれわれの観念にもう少し多くの道徳性があり、何が道徳的であるかというわれわれの観念に適法性に関するもう少し多くの配慮があればと思うことが多くなった」と述べている¹²²。直接戦争の危機から局地的代理戦争に移行し、米ソの対決構造が変化した影響を考慮すべきであるものの、1960年代にアメリカ外交の政策決定過程における法的考慮について、1つの分水嶺が存在していた可能性も考えられる。

国際法は、しばしば法と政治の中間に位置するとされることから、学問的考察においても、両者の関係性を真正面から捉えることが求められる。本稿では、その際に参考になるのが、実務家がどのように国際法を認識し、用いたかであると考え、法律顧問に主な焦点をあてた考察を行った。「法律的・道徳家のアプローチ批判について、自身も法律顧問室で勤務したことのあるリチャード・ビルダーは、法律顧問は決して理想主義者ではないので、「法を通じた世界平和がリップサービスにすぎず、国際法が達成できるものは限定的であることを歴史的文脈から知っている」と述べ、「国際法を尊重することはアメリカの外交政策が「法律家的」で「ユートピア的」なものであることを意味しない」と主張している¹²³。今後、国際法が現実の外交でどのように認識されていたのかをさらに明らかにするためには、対象時期をケネディ＝ジョンソン政権期以外にも広げていく必要がある。例えば、1950年代との比較により、1960年代に法的考慮についての分水嶺が存在していた可能性を精査することも重要である。また、1999年のコソボをめぐるNATOのユーゴスラビアの空爆について、国務省法律顧問経験者は、チェイスがキューバ危機で使用し、1965年に唱えたアプローチが、「アメリカによって繰り替えし表明され、実践してきた」ことを指摘し、正統化をはかっていることから、1970年代以降の具体的な事例でその妥当性を検証したり、冷戦終結後、国連を中心とする新世界秩序への期待が高まった後、ユーゴスラビア空爆、アフガニスタン戦争やイラク戦争を経て、再度、国際法の実効性に対する議論が巻き起こることとなった期間における法律顧問の役割や国際法観を考察したりすることも1つである¹²⁴。そのような事例の積み重ねが、僅かながらも理論研究が抱える問題の克服にも繋がると考える。

¹²¹ ミーカーによる正統化を法的正統化ではなく、政治的正統化であると非難したものとして、Wolfgang Friedmann, "United States Policy and the Crisis of International Law: Some Reflections on the State of International Law in 'International Co-operation Year,'" *AJIL*, Vol. 59, No. 4 (1965), pp. 857-871.

¹²² Kennan, *op.cit.*, p. xlvi.

¹²³ Richard Bilder, "The Office of the Legal Advisor: The State Department Lawyer and Foreign Affairs," *AJIL*, Vol. 56, No. 3 (1962) pp. 656-657, 679.

¹²⁴ チェイスのアプローチは、「武力行使を正統化できる具体的な根拠は限られている」という考えを否定し、代わりに国連憲章およびその他の適用可能な原則の下で、行動に関連するすべての状況を評価することに依拠する」ものである。国際法について幅広い解釈の余地を残し、行為を強制するのではなく、審議の方向性を示して優先順位を定め、広い範囲内で指針となるような用語を用いることを提唱したのであった。Abraham Sofaer, "International Law and Kosovo," *Stanford Journal of International Law*, Vol. 36, No. 1 (2000), pp. 1-21; Chayes, *op.cit.*, pp. 1396-1413. チェイスはアプローチを提唱するにあたり、マクドゥーガルの主張を参考にしたとされている。Abraham Sofaer, "On the Necessity of Pre-emption," *EJIL*, Vol. 14, No. 2 (2003), pp. 212-213. キューバ危機の封鎖の合法性に関する「チェイスの解釈方法はマクドゥーガルと同じだった。それは反形式主義的であり、まさに同じ伝統の法リアリズムを引き、同じ調子で緊急性を煽り、時代遅れの形式主義を批判した」との指摘が存在するなど、その主張は法実証主義と対置される法政策学派と親和性が高かったと考える。Rían Derrig, *The New Haven School* (Oxford University Press, 2025), p. 157. もともと、チェイスは、過程を重視する点では共通するが別の学派である「法過程学派」に分類され、1980年代の国際司法裁判所のニカラグア事件ではニカラグアの弁護を務め、アメリカを弁護したマクドゥーガルとは異なる立場となっている。Ibid., pp. 158-159. 国際司法裁判所のニカラグア事件判決で、アメリカの政策決定者や法律顧問の国際法観やそれにもとづく法解釈が否定されたとの主張として、Abraham Sofaer, "International Law and the Use of Force," James Woolsey ed., *The National Interest on International Law and Order* (Transaction Publishers, 2003), pp. 55-59. 「フォーリン・アフェアーズ」誌上で数度にわたり展開された、アメリカの国際法の不遵守に関する議論として、Robert Kagan "A Matter of Record," *Foreign Affairs*, Vol. 84, No. 1 (2005), pp. 170-173; Robert W. Tucker and David C. Hendrickson, "The Flip Side of the Record," *Foreign Affairs*, Vol. 84, No. 2 (2005), pp. 139-141.